

令和2年度「高校生等の奨学金給付事業」推薦要項

主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部

後援 文部科学省

1. 推薦基準

原則として、以下の(1)(2)とする。

本県に所在する国公立高等学校等に在学する生徒で、

- (1) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病気(交通事故等による怪我も含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、公的な支援等を受けている(別紙参照)が、生活困窮のために修学への意欲があるにもかかわらず、修学継続が困難となっている第2、3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)のうち、校長から推薦のあった者とする。特別支援学校にあっては、上記の条件に準ずる者とする。
- (2) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病気(交通事故等による怪我も含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、公的な支援等を受けている(別紙参照)。そのような状況にありながら、修学意欲が旺盛で、更に上級学校(国公立大学・短期大学・専修学校専門課程)へ進学する成績優秀(評定平均値3.8以上)な第3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)のうち、校長から推薦のあった者とする。特別支援学校にあっては、上記の条件に準ずる者とする。

2. 給付する奨学金の額・人数

上記1の(1)について、選考のうえ、90名それぞれに10万円を奨学金として給付する。

(2)について、選考のうえ、90名それぞれに20万円を奨学金として給付する。

ただし、(1)の給付は、在学中1回に限るものとする。

3. 推薦の時期

上記1の(1)について、令和2年6月1日(月)～令和2年7月10日(金)とする。

(2)について、令和2年12月1日(火)～令和3年2月3日(水)とする。

(当日消印有効とします。簡易書留でお送りください。)

(2)については、進路未決定者も予約生として推薦できるものとするが、令和3年3月12日(金)までに進路決定した場合にのみ選考の対象とする。

※ 進学先が未定の場合は、決定後速やかにご連絡ください。

4. 提出書類

上記の(1)について、ア 推薦書(様式1)、イ 給付奨学生申請書(様式3)

(2)について、ア 推薦書(様式2)、イ 給付奨学生申請書(様式3)、

ウ 調査書(進学用・統一様式)

5. 推薦書作成の留意事項(※ 推薦書作成にあたっては、次の点にご留意ください。)

- ①公的な支援等の事実、家庭の状況等について、具体的にご記入ください。
- ②学校での活動状況について、具体的事実をご記入ください。
- ③推薦人員は、(1)、(2)それぞれ原則1名とします。やむを得ず複数推薦の場合は、必ず推薦順位をご記入ください。

6. 書類提出先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-24

(公財) 日本教育公務員弘済会埼玉支部 高校生奨学金係

7. 奨学生の選考と結果通知

当支部の選考委員会の選考を経て、当支部長が決定し、(1)については8月中旬までに、(2)については3月中旬以降に、当該校長あてに通知する。

8. 奨学金の給付

可能な限り早い時期に、各学校において、校長・親権者立会いのもと、本人に給付する。

9. 成果報告書の提出

給付を受けた者は、所定の様式により速やかに学習成果等について、支部長に報告するものとする。

(別紙)「公的な支援等を受けている」について

1. 推薦基準のうち

「公的な支援等を受けている」とは、以下のこととします。

- ア. 生活保護世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ウ. 「埼玉県高等学校等奨学金制度」等により、奨学金を受けている者
- エ. 同一世帯全員が市町村民税非課税
- オ. 児童福祉施設等入所者
- カ. その他の公的な支援を受けている場合

※ ア. イ. ウ. オ. カ. の場合は、その事実を具体的に「推薦書」にご記入ください。

※ エ. の場合は、令和2年度「非課税証明書」(令和元年所得分)を添付してください。